

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第 19 回）  
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第 16 回）  
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和 3 年 9 月 6 日（月）11 時 00 分～12 時 00 分

2. 場 所：Web 会議

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバー>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、長部構成員（フジテレビ）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、佐藤専任部長（NHK）、高島構成員（TBS）、告坂構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、久保田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、松尾構成員（日本民間放送連盟）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、山田構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）

<総務省>

吉田情報流通行政局長、三田情報流通行政局総務課長、井田情報流通行政局情報通信作品振興課長、林田情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

- （1）事務局より、資料に基づき、放送番組製作に携わるフリーランスに関するヒアリング調査結果について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- （2）事務局より、資料に基づき、製作取引適正化に向けたガイドラインの遵守状況調査（令和 3 年度経過報告）について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

- フリーランスとの契約については、雇用に該当するかどうか、労働契約に該当するかどうか、あるいは裁量が大きい場合には、番組の製作請負に近い契約に該当するのか、何に該当するのか区別が重要である。
- 報酬ないし対価がきちんと事前に決まっていないという状況は、労働法上の違反となる可能性があるため、雇用ではなく請負としての発注となるということに関係者がきちんと考えているのか議論しておいた方が良いのではないかと。また、新型コロナウイルスの影響による費用・コストの高騰については、これは契約論でいくと、事情変更の原則が適用されるべき事情であるので、従前の取決めについて改めて交渉をし直すというこ

とを認めて良いのではないかと思われる。

- 実務上、フリーランスを単純な業務委託ないし請負に該当するのかの判断においては、使用従属性が焦点となる。依頼の諾否の自由があるかどうか、指揮命令があるか、勤務場所や勤務時間の拘束があるか、機材や道具の負担があるか、専属性があるか、報酬は裁量的か固定的か、給与の支払い形態は時間給か日給か、こういった要素を総合的に考慮して判断される。
- 契約書の文言やテクニカルな部分で、直ちに法的な評価が変わるというわけではないが、少なくとも契約書が出発点となり、業務委託ないし請負なのかが判断される。雇用であれば、実態としても残業代等の社会保障が本来整備されてあるべきはずであるが、実態が伴っていないことがあるので、契約書できちんと権利義務関係を明確化しておくという前提が必要となってくるとと思われる。
- フリーという立場は、弱い立場に置かれる傾向にあるので、きちんとした取決めのもとと不当なやり直しがないように、やり直しがあったとしてもどちらの負担となるのか十分に協議が行われるよう、きちんと整理する必要がある。
- 放送局、製作会社、フリーランス、三者トータルで放送産業の競争力を高めなければいけない状況にあり、プロジェクトの度に丁寧に交渉していくことは、必要ではあるものの、その分時間のロスが生じるため、競争力の低下という面から危惧感を持つ。これまでの放送局と製作会社という会社対会社の領域から、会社対個人への領域に踏み込んでいくことになれば、ますます最初のリードタイムと大変な手間がかかるようになることが懸念される。
- 報酬が事前に決まっていない等、これまでの慣習が継続されれば、フリーランスが経営環境のバッファーにされかねない。また、調査の回答数が少ないので、継続的に調査を行い、他の状況も含め回答者数を増やしていただきたい。また、中央と地方の製作会社で著作権への意識が随分と異なるのではないかということが気になっている。その辺りの情報収集とそれに見合った形での対応が必要と感じる。
- 放送局あるいは製作会社のどちらに著作権が帰属するかという意識自体は、ヒアリングの結果等からみても大分明確になってきているように思う。2次利用についても、この先のネット配信を考えていくと、やり方の変化や権利処理の負担が出てくると思うので、放送局と番組製作会社との間でこういった議論がなされるのか、この先の課題になってくると思われる。
- フリーランスについても契約書を取り交わすという方向に行くという傾向が見て取れるので、効率的に適切な契約書を交付するシステムを、今後考える必要があるのではないか。また、本当に交渉や協議が必要な場面で、未だにそれが拒絶されることがあるという状況を資料から窺うことができるが、場合によっては、交渉や協議を拒絶することそれ自体が、優越的地位の濫用に該当することもあるということ、よりストレートに伝えていく必要があると思われる。

以上